科学研究費補助金研究成果報告書

平成21年 6月22日現在

研究種目:若手研究(B)研究期間:2007~2008

課題番号:19730489

研究課題名(和文) 中国各省における六・三・三制の採用と実施に関する歴史的研究 研究課題名(英文) A Study of the Adoption and Enforcement of the 6-3-3 School System in RenXu(壬戌) School System by the Educational Agency of each Province during the Beijing Government Period of Republican China

研究代表者

今井 航(WATARU IMAI) 別府大学・文学部・准教授 研究者番号:20432700

研究成果の概要:本研究の目的は、1920年代に中国各省で六・三・三制がどのように採用され、実施に移されていったのかを明らかにすることにあった。各省での採用と実施を明らかにするためには、省教育庁によって刊行されていた教育公報のマイクロフィルムを入手する必要があった。貴重な史料を入手することが可能となったことで、六・三・三制の採用と実施を確認することができた。中国では導入後、六・三・三制の採用と実施は各省に任せられたといえる。

交付額

(金額単位:円)

			(亚版十四・11)
	直接経費	間接経費	合 計
2007年度	800, 000	0	800, 000
2008年度	1, 000, 000	300, 000	1, 300, 000
年度			
年度			
年度			
総計	1, 800, 000	300, 000	2, 100, 000

研究分野:教育史、比較教育、学校制度 科研費の分科・細目:教育学・教育学

キーワード:中国、近代史、学校制度改革、六・三・三制、初等教育改革、中等教育改革、アジア、教育の近代化

1. 研究開始当初の背景

中国における六・三・三制の導入過程については、研究代表者による2006年度までの研究により解明が進められている。日本に比べて25年ほど早く中国に導入された六・三・三制は、1920年代に中国各省でどのように採用され、実施に移されていったのか。この課題が残されていた。

また、市村尚久『アメリカ六・三制の成立 過程』(早稲田大学出版部、1987年5月) や三羽光彦『六・三・三制の成立』(法律文化社、1999年5月)など、アメリカや日本については研究成果が出されている。こうした先行研究に触発を受けたことも背景にある。中国では六・三・三制が成立したといえるのか。採用と実施を問題とすることで、その問いにも答えていく必要がある。

さらに、将来的には日本の六・三・三制と の比較を試みたいと思っている。アジアの学 校制度の特質は何であるのか。日中比較、さ らにはアメリカとの比較を通して、そうした 疑問に解答を示していきたい。このためにも 中国における六・三・三制に関する基礎的な 研究成果を出していくことが必要である。

採用と実施に関する本研究は、以上のような背景のもとに進められた。

2. 研究の目的

本研究の目的は、1910年代にアメリカでプラン化された六・三・三制が1920年代に中国各省でどのように採用され、実施に移されたのかを明らかにすることにあった。

(1)研究代表者は、2004年度から2005年度までの2年間、日本学術振興会特別研究員に採用された。その間、科学研究費補助金(特別研究員奨励費)により、中国における六・三・三制導入過程の解明に取り組んだ。

中国でアメリカモデルの六・三・三制が導入されたのは、1922年に壬戌学制が制定されたときである。従来から、その導入されたという事実はよく知られたことであった。

しかし、導入過程が解明されたことによって、中国の六・三・三制は、厳密に言えば四・二・三・三制であったということがわかった。また、中等教育に着目すると、旧学制を踏まえて中学校、職業学校、師範学校などの学校を存続させ、それぞれの分立を認めた一方で、中学校では普通教育と職業教育を兼ね備えた、いわば総合制も採用されており、中等教育の目指す方向は曖昧であったということもわかった。

中国の六・三・三制は、アメリカモデルを 導入しようとしたが、旧学制との連続性をも つものでもあり、さらにいえば当時の中国の 実情に応じるものとなっていたのである。

以上は、導入過程を解明した結果により判明したことである。

(2)ところで、中国の六・三・三制の採用と実施は、制度上、各省に任されたということも、研究代表者は導入過程の研究結果で実はすでに指摘していた。しかし、断定はできていない。確たる証拠が導入過程の研究では得られなかったからである。

そこで、本研究では、(1)で述べたような「六・三・三制」が中国でどのように採用され、実施されたのかを解明することに取り組むことにした。さらに、各省で採用され、実施されたのであれば、省ごとにどのようなやり方で進められたのか。ここまでの解明も含めて目的とした。

(3)より具体的には、次のような2点を挙げることができる。

第一に、省ごとに制定された学制標準の内

容を見なければならない。やはり各省でも四・二・三・三制は採用されていたのかどうか。あるいは、中等教育では総合制が採用されていたのかどうか。こうした点について明らかにする。

第二に、各省ではいかにして旧学制下の学校が改編されたのかについて調べなければならない。旧学制の四年制国民学校、三年制高等小学校、四年制中学校などが、新学制下、すなわち壬戌学制下でどの程度改編されたのか。さらには、新しい学校がどの程度設立されたのか。こうした点について明らかにする。

3. 研究の方法

(1) 中国各省における六・三・三制の採用と 実施を明らかにするためには、まず省レベル の資料を入手する必要がある。

あらかじめ東方書店で調べたところ、いくつかの省で刊行された教育公報のマイクロフィルムがあることがわかっていた。

例えば、甘粛省、広東省、湖北省、山西省、河北省の教育公報である。こうした省レベルの教育公報をまずは入手する。その後、すべてを印刷して冊子体として整理する。これにより、必要なときにいつでも取り出して内容を閲覧できるようにする。

また、通訳を伴って一週間ほど北京に滞在し、中国国家図書館および北京師範大学図書館の古籍部で資料調査を実施する。とくに前者には北京市で刊行された教育公報が存在するので、これをデジタルカメラで撮影し、保存する。

(2) マイクロフィルムと資料調査で得られた資料から、まずは次のような課題に即した情報が掲載されているかどうかが見つけられなければならない。

第一に、六・三・三制が導入されたといわれる壬戌学制が制定されてから各省で定められた学制標準の内容は掲載されているかどうか。

第二に、その後の初等・中等教育段階の学校に関する統計などがあるかどうか。

その後、当時の学制改革に関する情報をすべて抽出し、いくつかの項目をたてて目録として整理する。

(3)各省で六・三・三制が採用されていたかどうか。この点については、学制標準の有無を確認することで明らかにする。

同時に、採用過程についても可能なかぎり 明らかにする。やはり各省でも四・二・三・ 三制が採用されていたのか。採用過程の解明 によってこうした問いに答えが出されると 思われる。 また、いかにして旧学制下の学校が改編されたのか。この点については、各教育公報をたよりに、(2)で述べたような統計も見つけなければならないが、これに加えて改編にかかわる情報も抽出する必要がある。例えば、省教育庁が県レベルの教育局や、あるいは学校に対して示した文書などがあるとよい。上級部局から下級部局への命令のなかみなどが明らかにされれば、採用だけでなく実施についても次第に明らかとなるであろう。

4. 研究成果

(1)研究の主な成果

大きくは以下の2点にまとめられる。第一に、中国側の教育史研究者でもおそらく入手できていない当時の教育庁が刊行した教育公報の整理に着手できたこと、第二に、資料の一部を使って壬戌学制に関する新たな知見を提供できたこと、以上の2点である。以下に、その概要を順に記す。

①研究代表者が所属している別府大学のアーカイブズセンター内にあるマイクロリーダーを使って印刷の作業を進めた。

甘粛教育公報(1923年7月~1935年6月)、広東教育公報(1912年10月~1928年8月)、河北教育公報(1928年1月~1948年8月)、湖北教育公報(1913年6月~1933年6月)、山西教育公報(1924年7月~1936年12月)の5点を冊子体にすることができた。

これらの教育公報によれば、刊行形態は月刊あるいは隔週刊など、省ごとで異なる。また、連続して保存されている場合もあれば、途中で欠けている場合もある。

当初予測していた以上に膨大な量であることが判明したため、印刷の作業にかなりの時間を費やすことになったが、貴重な資料を予想以上に数多く入手できた。

②とくに甘粛教育公報を使って新たな知見を得られたことは、ひとつの収穫である。六・三・三制が壬戌学制に導入されたことをうけて甘粛教育庁は、新学制実施研究会を立ち上げ、ここで六・三・三制を省内で実施である。甘粛省の学制標準がこうしたプロセスを経て実施に移されようとしていたことは新しい知見であろう。具体的には、今井航「壬戌学制における六・三・三制の各省教育庁による採用形式」『別府大学紀要』第50巻の85~93頁に掲載されている。

また、学校制度の改革をみるに当たっては、 カリキュラムの改革にも目を配る必要がある。 壬戌学制が制度化されてから後にカリキュラムはどうなったか。 実施にかかわる問題 である。具体的には、今井航「壬戌学制制定後にみられる中学校のカリキュラム構想」『教育学研究紀要』(CD-ROM 版)の137~142頁に掲載されている。

(2) 得られた成果の国内外における位置づけとインパクト

六・三・三制は1920年代に中国に導入されたが、どのような形式で採用され、また本当に実施されたのかといった問題には、本格的な取り組みがなされてこなかったといってよい。中国においても同じであろう。本研究は、先行研究に基づきながら不明のままとなっている採用と実施に焦点をあてた新しい取り組みである。

中国における六・三・三制が省ごとで採用されていたという事実は、アメリカ型の六・三・三制のもつ性格を捉まえる際に逆照射からの視点を提供するものとなろう。また、日本における六・三・三制との比較検討の可能性もみえてきた。

(3) 今後の展望

本研究では、採用については明らかにできたが、実施については十分に明らかにすることができなかった。各省で定められた学制標準を手がかりとして各省ではどのような形態の学校制度が定められ、また、それを基に旧学制下の学校がいかにして改編されようとしていたのか、さらに、どの程度の学校が新学制下の学校となったのか。

こうした問題群については、本研究で入手・整理できた資料を精査していくことで解明されていくであろう。十全な目録作りを今後にまずは行っていきたい。

研究代表者は、次のように見据えている。中国の六・三・三制の歴史を知ることの意義は、そのことが日中両国の学校制度の共通点と相違点を理解するためのきっかけとなることにあり、さらにいえばアメリカの学校制度との比較でアジアの学校制度の特質を論じるための展望が開けていくことにある。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

「雑誌論文」(計2件)

① 今井航、壬戌学制における六・三・三制の各省教育庁による採用形式、別府大学紀要、50巻、2009年、85-93、査読無し② 今井航、壬戌学制制定後にみられる中学校のカリキュラム構想、教育学研究紀要(CD-ROM版)、54巻、2009年、137-142、査読無し

〔学会発表〕(計2件)

- ①<u>今井航</u>、壬戌学制における六・三・三制の 各省教育庁による採用形式、教育史学会第5 2回大会、2008年9月20日、青山学院 大学
- ②<u>今井航</u>、壬戌学制制定後にみられる中学校のカリキュラム構想、中国四国教育学会第60回大会、2008年11月29日、愛媛大学

〔その他〕 ホームページ等

- 6. 研究組織
- (1) 研究代表者 今井 航 (WATARU IMAI) 別府大学・文学部・准教授 研究者番号: 20432700
- (2)研究分担者 ()

研究者番号:

(3)連携研究者 ()

研究者番号: